

## 久慈広域「消費者力アップ出前講座」実施要領

### 1 趣 旨

この要領は、消費者被害の未然防止を目的として、消費生活相談員等が、地域住民の要望に応じて行う消費者力アップ出前講座（以下「出前講座」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 対 象

出前講座の受講対象は、久慈広域に所在する団体等とする。（ただし、原則 10 人以上の参加が見込まれる場合に限る。）

### 3 開催日時

出前講座は、原則として、年末年始及び土日祝日を除く日の午前 9 時から午後 5 時までの間に行うものとする。

ただし、久慈市消費生活センター所長が認める場合には、この限りではない。

### 4 会 場

出前講座の会場は、当該講座の申込者が用意するものとする。

また、会場使用に際し、料金が発生する場合には、申込者が負担するものとする。

### 5 費 用

出前講座に係る費用は、無料とする。

### 6 申込方法等

出前講座の実施希望団体は、別紙「消費者力アップ出前講座」申込書に必要事項を記入のうえ、開催希望日の 14 日前までに久慈市消費生活センターに申し込むものとする。

また、センターは、申込書を受理後、速やかに実施の可否を申込者に連絡するものとする。